

危機管理部建設工事低入札価格調査制度審査会設置要綱

(設置)

第1条 危機管理部が発注する建設工事の競争入札において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る入札が行われたときに、その価格による契約の締結の適否の審査等を行うため、低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、危機管理部長の職にある者を充てる。

3 委員は、次の者で構成する。

危機管理部副部長（総括）、危機管理部副部長、事業所管課長、同課長補佐

(会議)

第3条 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、副部長（総括）が委員長を務める。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事業所管課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。